

令和3年9月22日（水曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
13番	荒木春吉	委員	14番	柏倉信一	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	伊藤正彦	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
沖津一博	監査委員	木村幸一	監査委員 局長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
令和3年9月22日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 8 議第43号 令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 9 議第44号 令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 10 分科会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務産業分科会委員長報告
 (2) 厚生文教分科会委員長報告
〃 11 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

日程の追加

寒河江市議会決算特別委員会委員長辞任の件

れより本日の会議を開きます。

再開 午前9時30分

議案上程

○古沢清志委員長 おはようございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ

○古沢清志委員長 日程第1、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議第44号令和2年度寒河江市

下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 古沢清志委員長 日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 古沢清志委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。

〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月10日、委員6名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに認第6号、議第43号及び議第44号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第1号については、初めに歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款、歳出第12款、歳出第13款の順で審査を行うこととし、その後、認第6号、議第43号、議第44号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「個人市民税の収入未済額が増え、不納欠損額も450万円以上と非常に多くなっている。コロナ禍の影響もあると思われるが、その要因をどう把握しているのか」との問いがあり、当局より「収入未済額の増加の主な要因は、新型コロナの影響による徴収猶予です。不納欠損額増加の要因としては、生活困窮のため執行停止をかけましたが、3年間、生活が変わらないため不納欠損となったケースなどが挙げられます。そのほか従来からの事業不振によるものや、新型コロナの影響による事業経営悪化も重なったことが要因になっているものもあります」との答弁がありました。

委員より「新型コロナの影響は多くの市民にあったはずだ。様々な事情も分かるが、多くの市民が納得いくように滞納処分も必要だ。差押えなどの金額や件数はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「令和2年度の実績は債権が37件、金額にして433万円になっております」との答弁がありました。

委員より「新型コロナ対策について、事業費は総額約60億円とのことだったが、国及び県からの交付金、補助金などは総額どれぐらいになったのか」との問いがあり、当局より「国及び県からの交付金、補助金などについては56億2,200万円ほどで、残りの約3億5,000万円ほどが市の一般財源を充当しております。この部分については財政調整基金を充てております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「令和2年4月から代表監査委員が常勤から非常勤になり報酬も激減したが、定例監査資料などを見る限り、仕事量は変わらないのではないかと推察する。今後、体制強化が必要ではないか」との問いがあり、当局より「代表監査委員には業務対応が必要な日に登庁して執務に当たっていただき、議選の監査委員と合わせて2名体制で調整しています。これまでの監査上、特に支障が生じる場面はありませんでしたが、効率的な監査の在り方などについて引き続き検討を重ねていきたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「コンビニエンスストアでの収納が増えていると聞いているが、どれぐらいの割合、金額か。またトラブルなどは報告されているか」との問いがあり、当局より「収納全体の総数は21万件ほどで、そのうちコンビニエンスストアは約4万1,000件で、割合は19.5%となっております。現時点でトラブルは報告されておられません」との答弁がありました。

委員より「ふるさと納税が全国的に急増している。ポータルサイト利用料も上昇傾向なのか」との問いがあり、当局より「昨年度は5社と契約し、今年度は経費などの関係から1社を除き4社と契約しています。年々、全国的にもふるさと納税の利用が増え、その分、ポータルサイトの手間も増えていることから手数料が増えることも想定していかなければいけません、現時点では示されておられません」との答弁がありました。

委員より「情報化推進事業費約1,852万円については、市職員が使用するパソコン関係の費用とのことだが、市職員のテレワークはどの程度推進できたのか」との問いがあり、当局より「昨年度の新型コロナ感染拡大を受けてテレワークなどの様々な検討を行ってまいりました。業務上、自宅から庁内システムにアクセスが必要となりますが、昨年度はその対応ができず、

ネットワークにアクセスしなくても業務を行える方のみテレワークを行った事例があります。テレワークは国を挙げて推奨しておりますので、今後も検討してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「災害対策の備蓄品として液体ミルクと使い捨て哺乳瓶及びフロアに敷くマットとパーティションはどれぐらい購入したのか」との問いがあり、当局より「液体ミルクと使い捨て哺乳瓶は240本、防災用マットは300枚、パーティションは418個購入しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中山間地域等直接支払交付金の具体的な対象地域は」との問いがあり、当局より、「昨年度は谷沢地区、上野地区、田代地区、幸生地区、熊野石田地区、平塩地区の合計6組織

に対して交付しました」との答弁がありました。

委員より「農畜産物ブランド緊急応援事業では、新型コロナ対策として自粛した観光農園のさくらんぼもぎ取り作業に係る人件費の補助などを行い、苦しい農家の方の一助となったことと思う。一方、同様に救済の意味も込められた観光農園のさくらんぼ送付についてはクレームが相次ぎ、農家の方は意気消沈し、憤慨している方も多にお聞きしている。出荷管理の体制などに問題があったと考えるが、例えばこの緊急応援事業の一環などとしてできることはなかったか」との問いがあり、当局より「その件については市場用のさくらんぼに準じた規格に対応するものを出荷していただくようお願いしていたと認識しています。また、周年観光農業推進協議会を対象にした事業であったため、JAに管理体制を構築していただくようお願いしておく必要があったとっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数を

もって原案を了とすることに決しました。

次に、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「令和2年度において水道管の耐震措置はどの程度進み、今後何年ぐらいをめどに進めていくのか」との問いがあり、当局より「令和2年度で25.8%となっており、現在のところ、令和7年度で32%という目標を掲げて進めております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地方公営企業法での初年度決算が原因と思われるが、下水道使用料の未収金が非常に大きな数字になっている。実質的な数字で見ても年々増えており、市民から不公平感が出ないようしっかりと対応しなくてはならないと思うが、どのような対策を講じているのか」との問いがあり、当局より「未納者に対しては定期的に督促状を送付しており、夏と冬に強化月間を設け、給水停止措置の実施も併せながら納入を促すような指導を行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○古沢清志委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月13日及び14日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款、並びに認第2号から認第5号まで並びに認第7号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに認第7号の審査を行い、次に認第1号中歳出第4款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第10款、その後認第2号、認第3号、認第4号、認第5号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

初めに、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「国から新型コロナウイルス感染症対応従事者に対し慰労金が出ているが、そのほかに手当などは出しているのか」との問いがあり、当局より「防疫等作業手当として医師、看護師、医療技術員が特別外来に従事した際に、1日当たり3,000円を支給しています」との答弁がありました。

委員より「医業収益については前年度比で104%と増加しているが、全体として新型コロナウイルス感染症の影響はあったのか」との問いがあり、当局より「4月、5月の入院、外来患者数がともに前年同月比で大きく減少し、最終的に入院患者数は増となったものの、外来患

者数については減となるなど、全体として新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、収益については必要に応じて療養病床からよりニーズの高い地域包括医療ケア病床へ変更するなど、入院収益の確保に努めた結果、前年度比増となったところですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「妊婦健康診査事業について、子宮頸がんワクチン定期接種については、対象となる市民へ個別送付による情報提供を実施するよう令和2年に厚生労働省より通知があったと思うが、その後、接種を受ける方は増えているのか。また、接種は市立病院で受けられるのか」との問いがあり、当局より「接種を受ける方の件数については、平成30年度はゼロ件、令和元年度は24件、令和2年度は94件と徐々に増えています。市立病院で接種を受けることはできません。接種が可能な医療機関は決まっており、希望者はそちらの医療機関で受けていただくこととなります」との答弁がありました。

委員より「母子歯科保健事業について、妊婦歯科健康診査受診者数が78名ということで、対象となる妊婦268名に対し、受診者数が少ないと思うが、どのように御案内をしているのか」との問いがあり、当局より「母子健康手帳交付時に御案内をしています。受診券は市内の医療機関でのみ使用可能であり、市外の医療機関を受診される方については受診券を御使用いただけないため、対象者に対し実績が少なくなっております」との答弁がありました。

委員より「市民浴場管理運営事業について、入浴者数が新型コロナウイルス感染症の影響で減少したとのことだが実績は」との問いがあり、

当局より「令和元年度は21万6,617人で、令和2年度は15万9,981人となり、5万6,636人の減となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「交通安全対策事業について、令和2年度に設置したカーブミラー17基のうち、6基は寒河江西村山農協様からの御寄附であり、残りの11基が市単独で設置したものだと思うが、市が設置している部分について令和元年度は何基設置したのか。また、地域からの要望どおりの数を設置できているのか」との問いがあり、当局より「令和元年度は合計9基設置し、そのうち3基が市単独で設置しました。おおよそ地域からの要望どおりの数を設置できている状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ふれあい配食サービス事業の前年度と今年度の実績は」との問いがあり、当局より「実績については令和元年度が登録者数164名、配食回数が138回、延べ配食数が1万1,154食で、令和2年度が登録者数188名、配食回数147回、延べ配食数が1万1,890食となっており、利用者数は増加しております」との答弁がありました。

委員より「災害救助事業について、東日本大震災により避難してきたこの事業の対象となる方の昨年度と今年度の人数は」との問いがあり、当局より「令和元年度は小学生が7名、中学生が6名の計13名となっており、令和2年度は小学生が1名、中学生が3名の計4名です」との

答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「さがえっこライフデザインセミナー事業について、前年度比で報償費が減少していることから実施回数も減少しているのだと思うが、前年度に比較して何回程度減少したのか。また、これは新型コロナウイルス感染症の影響なのか」との問いがあり、当局より「実施回数については、令和元年度が30回、令和2年度が38回で8回増加しております。令和元年度は関東から講師を招聘したこと等により、より多くの費用が発生しました。子供たちの郷土愛を育む大事なセミナーですので、今後も学校に定着させ、将来、郷土を担っていく子供たちの力の育成に尽力していきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「社会教育活動事業について、コミュニティ活動育成補助金は神輿の修繕にも使用可能とのことだが、上限額はあるのか」との問いがあり、当局より「購入後、10年を経過した祭り神輿修繕で経費総額が50万円を超えるものに対し、経費の2分の1以内で限度額を100万円として助成しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「一般被保険者高額療養費の決算額は約3億2,500万円であるが、これは何件給付したのか」との問いがあり、当局より「令和2年度は5,500件給付しております」との答弁が

ありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「審査会は年間で何回程度開催されているのか、また定期審査はあるのか」との問いがあり、当局より「令和2年度は新型コロナウイルス感染症などの影響で、当初の予定より56回少ない121回開催されました。審査会は毎週水曜日と木曜日に開催され、年間のスケジュールが定まっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○古沢清志委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

2案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号及び議第44号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時15分

○月光裕晶副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○月光裕晶副委員長 先ほど古沢清志委員長から委員長の辞任願が提出されましたので、私が委員長の職務を代行いたします。

お諮りいたします。

この際、寒河江市議会決算特別委員会委員長辞任の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会決算特別委員会委員長辞任の件を日程に追加し、議題といたします。

寒河江市議会決算特別委員会 委員長辞任の件

○月光裕晶副委員長 この際、地方自治法第117条の規定により、古沢清志委員の退席を求めます。

[古沢清志委員 退席]

○月光裕晶副委員長 それでは、提出されました辞任願を事務局長から朗読をお願いいたします。

○高林雅彦議会事務局長 朗読いたします。

辞任願。今般、都合により決算特別委員会委員長を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。令和3年9月22日。寒河江市議会決算特別委員会副委員長月光裕晶殿。寒河江市議会決算特別委員会委員長古沢清志。

以上でございます。

○月光裕晶副委員長 お諮りいたします。

古沢清志委員の委員長辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、古沢清志委員の委員長辞任を許可することに決しました。

古沢清志委員の着席を求めます。

[古沢清志委員 着席]

閉 会 午前10時18分

○月光裕晶副委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会臨時委員長 木 村 寿太郎

決算特別委員会委員長 古 沢 清 志

決算特別委員会副委員長 月 光 裕 晶

